

学校法人ダニエル・ノーマン記念学園

役員及び評議員の報酬等及び旅費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人ダニエル・ノーマン記念学園の役員（理事、監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に対する報酬および費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には報酬等を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、軽井沢町外に居住している役員等が次に定める業務のため出張したときは、当該役員等に旅費を支給することができる。ただし、ここでいう出張とは、法人の教職員である役員等については在勤地以外の場所、それ以外の者については住所地以外の場所への出張をいう。

(1)理事会への出席

(2)評議員会への出席

(3)監査の実施

（報酬及び旅費の額）

第3条 旅費の額は、別表のとおりとする。

（台帳の作成等）

第4条 役員等に旅費を支給したときは、別記様式による台帳を作成し、当該役員等から領収印を徴収しなければならない。

（定めのない事項）

第5条 この規程に定めのない事項について理事会が決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃を理事会が決定するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

附 則

この規則は、2025年8月25日に成立した。

この規則は、2025年5月28日から実施する。

別表

役員等の報酬及び旅費の額(1日につき)

区 分	旅 費（宿泊）（円）
理 事 (理事長を含む)	公共交通機関等の実費又は教職員の給与規程で定める通勤手当の計算方法を基準として算出した額とする。
監 事	
評 議 員	

備考 1 法人の教職員である役員等について、勤務時間内に第2条第2項で定める業務を行う場合には、支給しない。ただし、当該業務が勤務時間外に及ぶときは、この規程を適用する。

2 宿泊を伴う場合は、別途、宿泊費を支給することができる
(上限:宿泊費10,000円/1泊)。